

住民監査請求にかかる監査結果

平成29年10月10日付けで提出された上島町職員措置請求について、地方自治法第242号第1項の規定に基づき監査を実施しましたので、同条第4項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年12月5日

監査委員 亀山 秀夫
監査委員 土居 計彦

第1 監査の請求

1 請求の要旨

(1)財務会計上の不当行為

宮脇上島町長は、平成29年2月に公文書公開請求の取り下げを承認決裁した。本来であれば、公文書公開請求の手数料83万4360円を請求者から徴収する義務があるにもかかわらず、宮脇町長個人の根拠のない判断により、その手数料を約10分の1である7万8390円に減額決裁し、町民に大きな損失を与えた。

(2)理由

平成28年8月9日に提出された公文書公開請求の手数料決定に当たっては、請求

者本人と上島町広報情報課担当者や担当課長等との複数回の直接協議や電話等による確認、上島町広報情報課担当者や担当課長と担当部長や副町長並びに町長との事前協議を実施し、請求者と上島町がお互いに承認した上でコピーによる情報公開を行なった。

公文書公開にあたっては、文書の量が多大であったため、上島町は請求者の了解のもと準備が整った情報から公開することとし、その都度納付書による請求を行った。

しかし、宮脇町長は、平成29年2月7日、すでに平成28年中に公開済みである請求者からの「平成26年度・

平成27年度公共事業（土木・建築・委託）発注に至る一連の内部事務文書」の公文書公開請求取り下げ書を承認決裁した。

これは、請求者と上島町側が十分な協議を行った上での日常の事務処理であるにもかかわらず、宮脇町長が不当な権限を行使したものである。

公文書公開請求取り下げ書が提出可能であるのは、情報公開の資料コピーなど、職員の労務が発生する前であり、その資料を受け取った数ヶ月後に提出することは事務処理上も有り得ず、またそれを宮脇町長が承認することは不当である。

(3)結果

町民の財産として、公文書公開請求の手数料83万4360円が上島町に納められなければならないが、宮脇町長はその手数料を10分の1に決定し、町民に損害を与えた。

(4)求める措置

監査委員は町長に対し、公文書公開請求の手数料83万4360円の満額納付

の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

※事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略しています。

2 監査請求人

省略

第2 監査の対象

請求人が提出した請求書及びその事実を証する書面から判断して、次に掲げる事項を監査対象事項としました。

①町長が本件の公文書公開請求の取り下げを承認した行為は「正当な理由がある」と言えるかどうか。

②公文書公開請求に当たり発生したコピー料（措置請求においては「手数料」とあるが、財務会計上はコピー等使用料であるため、これを「コピー料」と読み替える。）83万4360円を、この取り下げにより、7万8390円に減額したことが違法又は不当な権限の行使と言えるかどうか。

③本件が上島町に大きな損害を与えたと言えるかどうか。

第3 監査の実施

1 関係人の事情聴取

本件関係人を公文書公開請求者及び上島町広報情報課とし、平成29年11月17日に公文書公開請求並びに広報情報課職員から事情聴取を行い、公文書公開請求についての請求からコピー料の納入に至るまでの請求者と広報情報課職員の一連のやり取りの経緯の確認等を実施しました。

2 請求人並びに

関係職員等の陳述

監査請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成29年11月17日に弓削総合支所庁舎において証拠の提出及び陳述を行う機会を与えました。また、同日、同会場において、請求人の陳述内容に対して関係職員等（町長）が意見を述べる陳述を行いました。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1)公文書公開請求から公文

書（写し）の交付枚数について

稿が異なる文書をコピーしてもらったところ、1枚目のみ30円で2枚目以降は15円であったことを確認しました。

2 判断

(1)公文書公開請求から公文書（写し）の交付枚数について

事実関係を確認したところ、広報情報課は、公文書情報公開請求があった際、その請求内容では文書の枚数が膨大なものとなるため、請求者宅を訪問するなどして、「一度文書を閲覧するなどして対象文書を絞り込んだらどうか」、また「他の関係者にも相談してみてもいいかがか」など、請求者に配慮した提案を行うなどの丁寧な対応を行っているので、故意や悪意を持って不要な文書を交付したものは考えられません。確かに請求者が必要としない関連備品の取扱説明書なども入っていたことは事実ではありますが、これは請求書類が膨大であり、また書類の絞り込みがなされることなく「全ての書類が必要」との回答を

書の写しの交付に至るまでの経緯について

町長の陳述においては、「今回の情報公開の経緯については、当初から一貫して請求者が求めている文書と町が公開しようとした内容に大きな隔たりがあり、その溝が埋まらないまま、それを確認する作業が十分に行われなかった点にあると考えています。請求者が「工事発注に至る一連の内部事務文書」と指定しているのに設計書、図面、関連備品カタログや取扱説明書などがそのほとんどを占めています。このような町と請求者のやり取りは、電話や口頭だけの確認などもあり、行政の対応としては大きな疑義が残ります」と述べています。

しかし、広報情報課職員に連のやり取りの経緯を確認すると、平成28年8月9日に情報公開請求を受けた公文書の写しの枚数が膨大となるため、請求文書の範囲を絞り込んでいただくよう提案しています。また、その後においても、請求者宅まで3度訪問して請求内容の

確認をはじめ「一度文書を閲覧して、必要な書類だけ請求することも可能です」という請求者に配慮した提案まで行っていますが、公文書公開請求者は「完成までの全ての写しが欲しい」と回答しています。そして、平成28年9月5日付けの質問書別紙の平成26年度・平成27年度公共事業発注に至る内部事務文書は「※計画から入札までの関係書類」とあったため、これについても再度電話で「設計書や写真などには必要ないのでは」と確認していますが、公文書公開請求者は頑なに「完成までの全ての書類が欲しい」と回答しています。また、面会時に、請求者は個人であるが団体代表として請求しているという説明があったため、広報情報課職員は「関係者に確認をとってからの回答でもよい」という提案をしています。その提案に対しては、請求者は一貫して「全ての書類の写しを希望する」と回答しています。

平成28年9月21日、請求を受けた一部の公文書の写

し並びにコピー料の納入通知書が公文書公開請求者に受け渡されましたが、9月26日に「必要のない書類が多過ぎる」旨の発言があり、9月30日に受け渡した公文書の写しが全て町に返却されました。

平成29年1月11日に請求者外2名と広報情報課職員が協議した話では、「先に受け渡された公文書の写しの9割方は設計書、図面、取扱説明書などの不要な文書であるため、必要な部分のみ欲しい」ということであります。

1月24日、公文書公開請求者外3名により必要文書の選別についての協議を行い、不用である文書（平成26年度・27年度公共事業（土木・建築・委託）発注に至る一連の内部文書）に係る納入通知書（75万5970円分）を返却。広報情報課は、書類を返却するのであれば、正式な取下げ書を提出するよう要請しております。

2月6日付け、平成26年度・27年度公共事業（土木・建築・委託）発注に至る一

連の内部文書に係る公開請求書の取下げ書が提出され、2月7日に取り下げ書を受領し町長が承認・決裁しています。

(2)コピー料について

コピー料については、広報情報課職員は平成28年8月19日にコピー料単価（原稿が異なれば1枚30円）についての説明を行っていました。公文書公開請求者はその説明に納得することはありませんでした。平成29年2月7日に公文書公開請求書の取り下げが受理されたため、2月13日、最終的に受け渡された写しの枚数分7万8390円（1130円×2613枚）を支払いました。

しかし、このコピー料についての根拠は町が提示した「コピー料金等一覧表」中の「コピー 1枚30円 2枚目から15円（規格を問わない）」にしかなく、このコピー単価については各課により運用が異なっており、統一されていませんでした。

なお、公文書公開請求者が弓削総合支所住民課で原

受けていたことから、書類の内容が確認されることなく、セットしたコピーの自動送り等によってファイルされた書類一式がコピーされたことから生じたものと解されます。

また、このように一旦交付したもののについて、不要なものがあるとの理由で返却することと認めると、極端な事例ではありますが、「先ほどコピーをしてもらったが、実は不要だったから返却するのでコピー料を返して欲しい」といったことを今後認めざるを得ないなど、事務の混乱を招くことにもなりかねないと考えます。

よって、「公文書の写しが受け渡された時点で交付枚数は確定したもの」と考えられます。

(2) コピー料について

コピー料については、口頭並びに質問回答書により30円の根拠（30円の内訳はコピー料15円と手数料15円）が示されていますが、前述のとおり書類に示されたものが「コピー料金等一覧表」中の「コピー 1枚30円 2枚

目から15円（規格を問わない）にしかないこと、また、コピー料単価の考え方が上島町各総合支所あるいは各担当課においても統一されていないことを確認しました。

よって、コピー料は、例えば原稿が異なっても1枚目は30円、2枚目以降は15円で請求されるべきものと考えます。

第5 結論

1 本件請求書のとおり、公文書の写しの受け渡しに至るまでには多くの職員の労力や多額の人件費を要していますので、この取り下げを承認することは町に大きな損害を与えるものと考えざるを得ないと考えます。

よって、町長が本件の公文書公開請求の取り下げを承認した行為は「正当な理由がある」とは言い難いと判断します。

2 コピー料については、不当と思われる単価により計算されていたため、料金を再計算する必要があると判

断します。

3 以上のことから、後述のとおり勧告します。

第6 勧告

町長が承認した「公文書公開請求の取り下げ」は撤回するとともに、コピー料については、以下により計算した金額から既に支払った金額を差し引いた金額を公文書公開請求者に再請求し、平成30年2月5日までに納入させること。

第7 意見

公文書公開請求において、請求者と担当課の間でこのような齟齬（そご）が生じたことは誠に遺憾であるが、担当課はこれを一つの教訓として、今後、このようなずれ違いが起きることのないよう、公文書の写しを交付するに当たっては請求者が必要とする対象文書が特定されるまではいかなる場合もコピーを交付しない等により、再発の防止に取り組んでい

ただきたい。

また、コピー料については、現在、1枚当たりの単価が10円に統一されているものの、以前の統一されていない部分（徴収金額の不平等性）を今後どう対処するかについてもご検討いただきたい。

■再請求すべきと考える金額

正当と考えるコピー料	41万7,405円
ー 既に支払っている金額	7万8,390円
=	33万9,015円

■正当と考えるコピー料

1	30円 + (15円 × 1,208 枚) =	18,150 円
2	30円 + (15円 × 1,431 枚) =	21,495 円
3	30円 + (15円 × 239 枚) =	3,615 円
4	30円 + (15円 × 508 枚) =	7,650 円
5	30円 + (15円 × 6,668 枚) =	100,050 円
6	30円 + (15円 × 2,087 枚) =	31,335 円
7	30円 + (15円 × 125 枚) =	1,905 円
8	30円 + (15円 × 87 枚) =	1,335 円
9	30円 + (15円 × 917 枚) =	13,785 円
10	30円 + (15円 × 1,305 枚) =	19,605 円
11	30円 + (15円 × 3,463 枚) =	51,975 円
12	30円 + (15円 × 5,084 枚) =	76,290 円
13	30円 + (15円 × 2,853 枚) =	42,825 円
14	30円 + (15円 × 1,091 枚) =	16,395 円
15	30円 + (15円 × 731 枚) =	10,995 円
合 計		417,405 円